

市議会だより 安芸

第75号

平成29年12月 1日発行

編集

議会広報特別委員会

発行

安芸市議会

平成29年安芸市議会第3回定例会



あき元気フェスタ

【目次】

常任委員会審査報告	P 2
一般質問	P 3～P 14
政務活動費収支報告	P 15
議員の出席状況	P 16
議案等の審議結果	P 17～P 18
12月定例会会期日程 (予定)	P 18
議会日誌	P 18
編集後記	P 18

10月	〔議会日程〕
29日	9月定例会 (第3回定例会)
28日	15日 開会、議案上程、提案理由説明
27日	20日 質疑、委員会付託
22日	21日 総務文教委員会
21日	産業厚生委員会
20日	委員長報告、質疑、討論、採決、閉会

平成 29 年安芸市議会第 3 回定例会は、9 月 15 日から 10 月 2 日まで開催され、条例の改正、補正予算など 32 件の議案等を審議いたしました。また、一般質問は、27 日、28 日、29 日の 3 日間に 10 人の議員から市政全般について質問がありました。

委員会審査及び一般質問の主な内容は、次のとおりです。

常任委員会審査報告

総務文教委員会

議案第 64 号

安芸市市税条例の一部を改正する条例

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律等の施行に伴い、現行条例を改正するもの。

市民税については地方税法の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しに伴い、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に名称変更し、固定資産税については緑地保全・緑化推進法人が設置・管理する一定の市民緑地に係る固定資産税の課税標準額を最初の 3 年間 3 分の 2 の額とする特例を定め、軽自動車税については種別割及びグリーン化特例に係る文言を整備するもの。

〔賛成全員で可決〕

産業厚生委員会

議案第 65 号

市道の路線認定の件

災害時の緊急連絡道として整備する「あき病院球場線」と、南国安芸道路の整備に伴い本線側道への接続道として整備する「大平北線」の 2 路線を、議会の議決を経て市道に認定するもの。

〔賛成全員で可決〕

議案第 66 号

平成 28 年度安芸市水道事業会計利益剰余金の処分について

地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき議会の議決を求めるもので、未処分利益剰余金 6 6 5 1 万 7 9 5 7 円のうち、3 4 6 5 万 9 1 3 2 円を建設改良積立金に積み立て、3 1 8 5 万 8 8 2 5 円を資本金へ組み入れるもの。

〔賛成全員で可決〕

◎議会運営委員会

委員について任期満了による改選が行われました。

委員は次のとおりです。

委員 長	小松 文人
副委員 長	藤田 伸也
委 員	長野 弘昌
委 員	徳久 研二
委 員	米田佐代子
委 員	川島 憲彦
委 員	山下 正浩

おことわり

一般質問の編集に当たりましては、1 ページ枠（文字と写真・イラスト併用可）及び、2 ページ枠（質問・答弁をそれぞれ 1500 文字以内の文字のみですが、質問、答弁がそれぞれ 1500 文字に足りない場合には空白が生じます。）を各議員の選択にて行っています。一般質問、常任委員会審査報告、視察報告等の文体は、「～である。」調で表記しています。

「市議会だより安芸」は市ホームページでも閲覧できます。

市ホームページ <http://www.city.aki.kochi.jp>

→ [安芸市議会](#)

または

[安芸市](#) [議会だより](#) で検索してください。

会議録の閲覧

会議録の閲覧を希望される方は、市民図書館、女性の家及び各公民館（安芸・赤野・穴内・黒鳥・井ノ口・栃ノ木・土居・江川・伊尾木・川北・東川）に備えてありますので、ご利用ください。

また、市ホームページでも閲覧できます。

[安芸市議会会議録](#)

[検 索](#)

一般質問



米田 佐代子 (公明党)

1 市長の政治姿勢

問 4年前の選挙と比べ、今回は、無風選挙だった。

2期目のジレンクスを経験せず、当選された市長に、今一度、2期目に対する挑戦と決意を伺う。

答 横山市長

対話による信頼関係の構築を柱とした市政運営に対し、一定の評価をいただいたと受け止めている。2期目に当たっても、人口減少や南海トラフ地震対策、市庁舎の建替え、学校の移転統合など、直面する課題は山積しているが、こうした課題に揺るぎない信念を持って、職員とともに一丸となって取り組む決意である。

問 伊尾木洞の観光客の激増ぶりが報道されていた。

その中には、「団塊の世代」の夫婦が大半であるが1泊しないで西へ走るとか。経済効果が期待出来るように、伊尾木洞近くでの特産品売場、プラス、夕日の見える施設があり、1泊出来るとなれば、超ブレイクするのではないか。

元国民宿舎あきは、太平洋を一望出来るが、今は廃墟となっている。このままの状態ではいいのか、「団塊の世代夢のコース」と銘打ち買物や宿泊が出来て、親子でも集えるファミリーレストランの要素や、小会合的要素、又、小規模な結婚式場等備えた多目的施設等考えてはどうか伺う。

答 横山市長

このまま放置していくわけにはいかないが、解体経費や敷地に民地も含まれており、前に進んでいないのが現実である。以前の国民宿舎も経営上難しかったと聞いている。議員からの提案は、頭の中に入れておく。



国民宿舎 あき



建物全体の写真

2 環境問題

問 「都市鉱山から作る！みんなのメダルプロジェクト」について伺う。

東京2020オリンピック・パラリンピックの金、銀、銅の5000個のメダ

ルを、全国から回収したりサイクル金属で作る国民参加型プロジェクトである。本市もこのプロジェクトに参加してどうか。庁舎内や主要な公共施設に、リサイクル回収ボックスの設置は出来ないか伺う。

答 植野環境課長

3Rの観点からも賛同するところで、市民の方々がよく訪れる場所、職員が目線の届く場所などを考慮し、専用の回収ボックスを設置したいと考えている。

問 「安芸市ポイ捨て、及びふん害の防止に関する条例」は守られているか。

ウォーキングして目立つのは、やはりタバコの吸い殻、空き缶、ペットボトルのポイ捨てだ。土居の中橋から、川北春日橋を1周して2時間かかり、ゴミ拾いをした。その量は、大の一般ゴミ袋が満杯になった。今後、ウォーキングロードを調査して、環境美化促進重点区域として看板を作成し設置をお願いする。



ゴミ

答 植野環境課長

全国的には、駅周辺や観光地が指定されている。本市の駅前通りや観光地は周辺住民の方々の協力により美化、清掃がされていると感じている。現時点において、区域指定は考えてない。

3 子育て支援

問 「ファミリーサポートセンターみるきい」の開所の進みぐあいを伺う。

答 山崎福祉事務所長

12月の開所に向けて、制度の周知と、会員の募集を行っている。10月の「まかせて会員」講習会への参加申込状況は16人である。

一般質問



山下正浩
(立志会)

1 住民監査請求に対する、監査委員の審査基準及び判断

問 住民監査請求の制度は、地方公共団体の財務の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保する見地から地方公共団体の長、その他の財務会計職員の違法もしくは不当の防止を図り、住民全体の利益を確保する見地から、地方公共団体の長、その他の財務会計職員の、違法もしくは不当な財務会計上の行為、その監査等の予防、是正の措置を監査委員に請求する機能を住民に与えたものであるが、それを陸に検証もせず、いとも簡単に「棄却」としておる。

①平成26年第一回定例会会

議録、第324号に於ける総務文教委員会の審査報告、169ページ5行目から12行目までの読み上げを願う。

②連帯保証人を差しかえていなかった理由を伺う。債権放棄などと称して安芸市に損害を被らしておきながら平然としておる。原因は、自分達の不手際、自己保身の為に責任回避をしておるだけの事。元々執行部が常日頃から責務を果たしておれば、この様な市民を裏切る問題は起きてはいない。

③連帯保証人が居なかったとすれば、連帯保証人に対し代位弁済を求める事も出来ない。その重大な責任は誰にあるのか伺う。④今回、私の住民監査請求に対して「(主文)本請求は合議により棄却する」とした。代表監査委員及び議員選出監査委員2名の氏名を伺う。⑤この「棄却」は監査委員の責務に於ける判断によって、あくまでも市の対応が各条例・各規則を遵守したものであるとの、確認の基に提出したものか伺う。⑥市営

住宅管理条例第29条第1項の条文を伺う。⑦その条文は何の様なものを規定したのか伺う。だとすると条例違反である。⑧同項第2号の条文を伺う。⑨その条文は何の様なものを規定したのか伺う。⑩本件入居者の滞納(未払)期間を伺う。⑪だったらどうして条例を遵守して、家賃を3月以上滞納した時点で於て、明け渡し請求をしなかったのか、その理由を監査委員に伺う。⑫だとすれば条例違反である。条例違反は違法か違法でないか明確に伺う。「住民監査請求」に対して、監査委員から私に対しての「住民請求に基づく監査結果について(通知)」の内容について伺う。⑬4ページ・1・事実関係、4行目から6行目までの読み上げを願う。⑭「入居の承継が承認されている」とさ

れているが、その根拠を明確に示せ。⑮「承継申請を行いたい」とされているが、何の様な申請手続に於て行ったのか伺う。⑯条例第6条の条文を伺う。⑰だったら監査委員、その入居申込書の存否の確認は行っておるのか伺う。⑱条例施行規則第2条第1項の条文を伺う。私がいくら質問しても監査委員は条文も言わん、議会に何をしに来ているのか、だったら私が言う。「条例第6条に規定する入居申し込みをする者は・・・入居申込書2通を市長に提出し、許可を受けなければならぬ」と規定がされておる。⑲その入居申込書の存否の確認はされたのか、又その結果は何の様なものだったか伺う。議長いくら質問しても、監査委員は何一つ答弁をしない。答弁をしないのであれば何の意味も無い。帰ってもらって結構ですヨ。⑳監査委員、入居申込書が無いのに入居させていたとすれば、長期にわたって無断入居させていた事になる。だとすれば執行部の違法行為となる伺う。㉑監査委員たる者は、歴然とした法令に基づいて監査を行うものであると、私は

確信をしているが、監査委員であれば法令に基づかなくとも、自分勝手な判断で出来る裁量権でもあるのか伺う。今回の監査も法令遵守せず、何ら検証もせず行ったものである。この様な監査をせられたら、安芸市の住民は堪ったものではない。

答 大城財産管理課長

①「次に、議案第14号「権利の放棄に関する件」は、平成5年12月25日付で賃貸借契約した市営住宅に係る平成8年4月から平成13年10月までの未払い家賃等の債権を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求めたものであります。

この債権については、もともと借受人の母親が名義人で、母親が平成5年12月に死亡したことから、借受人が入居の承継をしているが、その際に理由は不明であるが連帯保証人を差しかえていなかったものです。平成24年10月には訴訟を提起し、25年1月に勝訴判決

を受けたが、借受人が行方不明であり、債権回収が困難であることから権利の放棄をするものであります。採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。」

答 大城財産管理課長

② 承継手続きの際に、連帯保証人と連署した書類を出していたかどうかになっていくが、書類が残っており確認できない。そもそもなかったのではないかと解釈されている。

答 高橋代表監査委員

③ 監査請求についての監査結果を請求人に通知し、公表しており、お答えしかねる。

答 小川監査委員事務局長

④ 高橋正明氏と安藝久美子氏。

答 小川監査委員事務局長

⑤ 法、条例を重視して判断をさせていただいたものである。

答 大城財産管理課長

⑥ 「市長は、入居者が次の各号の一に該当する場合には、当該市営住宅の明け渡しを請求することができる。」

答 大城財産管理課長

⑦ 契約違反があった場合に、入居者に退去していただくための規定である。

答 大城財産管理課長

⑧ 「家賃または割増賃料を三月以上滞納したとき」

答 大城財産管理課長

⑨ 滞納が累積した場合は退去を求める規定である。

答 大城財産管理課長

⑩ 平成8年度からの6年にわたる。

⑪ 答弁なし

⑫ 答弁なし

答 小川監査委員事務局長

⑬ 「その後、母が、平成5年12月25日に死亡したため、同日、同居していた債務者

は、市営住宅入居の承継申請を行い、入居の承継が承認されている」

答 高橋代表監査委員

⑭ 監査結果については、監査委員2名で合議し文書で通知しており、その内容については、記載のとおりとしかお答えできない。

答 小川監査委員事務局長

⑮ 監査結果通知の中で、そのことに直接お答えできないような内容はないかもしれないが、判断させていただいている。

答 大城財産管理課長

⑯ 「前条に規定する入居資格のある者で、市営住宅に入居しようとする者は、市営住宅入居申込書を市長に提出し、その許可を受けなければならぬ。」

⑰ 答弁なし

⑱ 答弁なし

答 小川監査委員事務局長

⑳ 監査結果通知4ページ1事実関係の6行目までに入居の承継が承認されているという結論を記載し、それ以降にその根拠、考え方を記載している。

答 高橋代表監査委員

㉑ 法令にのっとって判断するものであり、監査委員個々が自由にできるとは考えていない。

一般質問



宇田卓志 (立志会)

1 政党機関紙の市役所庁舎内配布行為について

問 特定の政党が発行する機関紙が市役所庁舎内で配布されている事実はあるか。

答 大城財産管理課長

問 政党機関紙購読行為は購読料をその政党に支払うことであり「寄付金その他の金品の募集に関する行為」に当り違法ではないか。

答 植野総務課長

職員は、その機関紙を購読しているにすぎず、最終的にそういう目的を持ってやっているとは、結びつけることはできない。

問 これらの行為は市庁舎外で許される行為で、庁舎内ではしてはならない政治的行為に該当しないか。

答 植野総務課長

庁舎内で機関紙が配られていることをもって、地方公務員法違反にはならないが、職員は全体の奉仕者としての地位を有しており、政治的中立性の確保が求められる。

一部の政党や議員会派とのなれ合いや優先行為は執行部を含む職員の政治的中立性を欠き業務の公平公正を欠くことになる。行政の付度(そんたく)や裁量権の在り方が問われる昨今、公平公正な市民主権の隠しごとの無い市政運営を願う。

2 安芸市発注工事の

談合の事実と賠償請求義務

問 安芸市が発注した「安芸市災害対応通信システム導入工事」(以下「通信システム工事」)の入札参加

者らに対し公正取引委員会(以下「公取」)が独占禁止法違反で排除措置を命じたことに間違いはないか。

答 松本消防長

安芸市が発注した工事については、業者の関与も談合も関係がない。排除措置命令等とも関係ない。

問 業者間の談合について、消防長、副市長、市長、あなた方がどの様にして談合があったか無かったかを判断する事ができるのか。

答 小松副市長

公正取引委員会が調べて、安芸市が課徴金の命令に入っていない。そこから反対に解釈して我々はないと判断する。

問 公取から安芸市長に宛てた、入札をめぐる「業者を関与させる等して談合を助長させた」として注意喚起された文書で、タイトル、いつ誰が受け取ったのか、その内容の概略説明を願う。

答 松本消防長

2月6日に安芸市長宛で

安芸市に届いた。タイトルは「特定消防救急デジタル無線機器の発注に際して留意すべき事項について(連絡)」。概略は、「特定消防救急デジタル無線機器の発注に際し、別添排除措置命令書に記載の5社が、独占禁止法第3条の規定に違反するものとして、排除措置命令を行った」である。

問 「公取は審査を行ったところ富士通ゼネラル(以下「富士通」)を含む5社が独占禁止法に違反しており排除措置命令を行った」とある。独占禁止法違反事件の損害とその賠償について伺う。

答 横山市長

課徴金納付命令の中に安芸市の工事は含まれておらず、損害は発生していないと認識している。

問 富士通との工事契約書によると、「施工業者が公取に独占禁止法違反で排除措置命令を受けた場合、請負金額の2割(5670万

円)を賠償金として安芸市に支払わなければならない」とある。賠償請求できる債権を請求しないのか。

答 野川企画調整課長

安芸市の工事は課徴金納付命令の中に含まれておらず、工事請負契約書の規定には該当しない。

問 富士通との工事請負契約書46条その1を朗読せよ。

答 野川企画調整課長

「この契約に関して、公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして、独占禁止法に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したときは、契約を解除することができる」と規定されている。

問 今回の排除措置命令はこの契約条項に該当するのかもしれないが、その理由。

答 野川企画調整課長

46条は、契約解除の条項であり、既にこの工事は完了しており該当しない。

問 同じく契約書の50条を

朗読せよ。

【答】 野川企画調整課長

「受注者は、46条第1項各号に該当するときは、賠償金として請負代金の10分の2に相当する額を発注者に支払わなければならない。工事が完了した後についても適用する。」と規定されている。

【問】 契約書によると「工事が完了した後に於いても適用する」となっているがこの契約条項に該当するかしないか、その理由。

【答】 野川企画調整課長

課徴金納付命令の中に、安芸市の工事が含まれていないことから、この条項は履行できない。

【問】 市長は「本工事について損害は発生していないと認識しており、賠償請求をする考えは無い」との答弁だが、その根拠を説明せよ。

【答】 横山市長

これまで答弁したとおり、課徴金納付命令の中に安芸市の工事は含まれておらず、

損害は発生していないと認識している。

【問】 平成29年2月27日、私宛に送達された公取からの通知書（新事実）を基に質問する。

この通知書に、発注者、工事名、関係業者、排除措置命令を出したこと、等が記載されている。確認したか。

【答】 植野総務課長

宇田議員に充てられた文書については確認している。宇田議員の問い合わせに対する回答文とみている。

【問】 私宛の通知書を読む。

「平成26年11月27日に書面で報告を受けた高知県安芸市が発注する通信システム工事等の入札参加者らに対する件について下記のとおり処理したので通知する」「関係人に排除措置を命じた」とある。

この通知書に記載された工事の発注者、工事名、受注業者をこたえよ。

【答】 小松副市長

発注者は安芸市。

【答】 松本消防長

工事名は、安芸市災害対応通信システム導入工事、受注者は、株式会社富士通ゼネラルである。

【問】 安芸市発注の「通信システム工事」の施工業者富士通が排除措置命令を受けたことを認めるか。

【答】 小松副市長

安芸市の工事を受注した富士通は、ほかの地域の事業で排除措置命令を受けたと解釈している。宇田議員にきた文書もそのように解釈している。安芸市の工事においてそういうことを受けたとは理解していない。

【問】 契約書46条、50条に該当するかしないか再度伺う。

【答】 野川企画調整課長

46条は、契約解除の条項であり、該当しない。50条についても、課徴金納付命令の中に安芸市の工事は含まれておらず該当しないと考えている。

【問】 平成29年2月2日発注者安芸市に対する公正取引委員会からの連絡はどのような内容であったか再度伺う。

【答】 植野総務課長

その連絡文書は、安芸市の工事に関して排除措置命令を行ったという通知文書になっていない。全国の特定消防救急デジタル無線機器の発注に際して、5社が談合と認められる行為があったということで排除措置命令を行った内容の文書となっている。工事名は書かれていない。

なぜ業者間の談合を認めず、発注者である安芸市の損害賠償請求の義務と権利を放棄しようとするのか。業者選定を職員がしたからか、なれあいか、しがらみか、いずれにせよ税金の無駄使いはしてはいけない。市長は、損害賠償金の回収と市民の信頼回復に尽力することを切に願う。

一般質問



徳久研二
(こころざし自由の会)

1 国民健康保険事業の県一化について

問 国民健康保険事業の運営主体が市町村から県に移るといふ国保制度発足以来の大改革を行うことになっているが、県一化のメリット、デメリットについて問う。

答 畠中市民課長
メリットは、財政運営の安定化や、事務運営が効率化される。被保険者については、高額療養費の多数該当が同一県内の移動であれば引継ぐため経済的な負担が軽減される。デメリットは、ないと考えている。

問 市町村間の医療費水準や医療サービスにどのような差が生じているかについて問う。

27年度、全国平均1に対し、1・267で県内では10位。26年度は、1・154で18位、25年度は、1・121で20位、24年度は1・085で22位、23年度は1・125で17位である。

答 畠中市民課長

医療費指数は、全国平均を1とした場合、高知県は1・148、安芸市は1・193で県内11位である。医療サービスは、人口10万人当たり病床数は、中央区域が2704・6床、高幡区域1755・3床、安芸区域1946・2床になる。

問 保険料の一本化に関しての将来展望について問う。

答 畠中市民課長
市町村の医療費に約1・4倍の開きがあり、統一した場合、国保税の低い市町村は高くなるという課題があるため、当面は統一しないことに決定している。

問 安芸市の医療費水準は県下の中でここ5年間はどういうポジションにいるのか問う。

答 畠中市民課長
地域差指数で、安芸市の医療費水準を見ると、

27年度、全国平均1に対し、1・267で県内では10位。26年度は、1・154で18位、25年度は、1・121で20位、24年度は1・085で22位、23年度は1・125で17位である。

問 県内では東部の医療費が高く、幡多地域の医療費が低い傾向にあるが、その高低の原因について問う。

答 畠中市民課長
医療費の高い透析患者が多いことが原因と考えている。安芸市では糖尿病性腎症予防対策を実施しており、糖尿病性腎症による新規透析者数は減少傾向にある。

問 保険料計算の基礎となる均等割、平等割、所得割、資産割の4つの構成は、今後変更するのか問う。

答 畠中市民課長
資産割については、居住している市町村内の固定資産に限られるなどの課題があるが、景気の動向に左右されない安定的な財源でもある。現在、国保税の算定

方式について庁内で検討を行っている。

問 県一化によって安芸市の保険料は今後どうなるのか問う。

答 畠中市民課長
国から納付金算定に必要な係数が10月中旬に示されるため、現時点では分からない。

問 安芸市国民健康保険事業特別会計の赤字は、県一化になっても安芸市で解決しなければならぬ。平成29年度から保険料をアップし、一般会計からの繰り入れも予定している。赤字解消までこの繰り入れは必要と思うが市長の考えを問う。

答 横山市長
平成28年度決算で約3億8747万円の赤字がある。今年度、被保険者の責に帰することができないC型肝炎治療薬の影響額約2億8000万円の内、1億円の繰入を行うが、今後は医療費の動向や国保財政の状況を見ながら検討していく。

問 自校で給食を行っている3校は、今後も自校式を続けていくのか、給食センターへは統合しないのか、その取組方針を問う。

答 藤田学校教育課長
現時点では、自校3校に大規模な改修が生じた場合には、各校と協議のうえ給食センターへの統合を考えていく。また、小中学校の移転統合と並行して自校3校の給食センターへの統合も協議を進めて参りたい。

2 学校給食について

問 給食センターが稼働して1年8カ月が経過したが、現在までの運営状況と給食についての評価を問う。

答 藤田学校教育課長
学校行事等で給食が必要ない日以外は、全て給食を提供できている。給食に対する評価としては、「食に対する関心が高まった。」「学校に来る楽しみができた。」等の声をいただいている。

一般質問



山下 裕 (新政の風)

1 庁舎移転について

問 高上げなどによって高台移転と同等の効果が見込まれ、津波浸水対策の実効性が担保されれば、緊防債の適用になるのでは、伺う。

答 大城財産管理課長
そのとおりである。

問 市長は複数の候補地案を9月議会に提示すると公表したが、何も提示されていない、余りにも無責任な発言と思うが、伺う。

答 横山市長
適地の選定を進めているが、開会挨拶でも申し上げたとおり、様々な確認、調整が整わなかった。今議会ですすことができず、申し訳ない。12月定例会までに

はお示しする。

問 小学校統合説明会に市長・副市長の出席がない、理由を伺う。

答 藤田学校教育課長

各地域説明会には、教育長はじめ教育委員会事務局職員参加のもと実施している。地域の皆様からいただいた意見は、市長・副市長に報告している。

問 6月定例会で、被災後は北に重機があるので道路啓開は北からになる、と答弁があったが、どこに重機があり、どういうルートで啓開してくるのか、伺う。

答 五百蔵危機管理課長

被災確率の低い津波浸水想定区域外に存在する重機が国道に向け作業を行うことを見込んでのことで、特定場所の重機を示したものはない。道路啓開は、国道及び国道から病院や避難所等に通じるルートを優先することとしている。

問 県は3日以内に道路啓

開が出来るかと公表している、副市長の発言はこの公表が間違っているというように聞かえるが、伺う。

答 小松副市長

岡村教授はこの地域には東北と違い応援が入れない、東北へ応援に行った自衛隊からは机上どおり進まないことがあり、死体が出れば作業は止まるなどの意見を聞くと、もつともな話と思

2 防災対策について

問 仮設住宅用地が不足していると聞か、伊尾木地区の避難先はどうなっているのか、伺う。

答 五百蔵危機管理課長

現計画において、伊尾木地区に応急仮設住宅の適地は位置づけていない。

問 避難所施設が十分ない伊尾木地区は小学校・公民館を高台移転すれば、被災後の住民の命を守るための施設になると思うが伺う。

答 藤田学校教育課長

現在、伊尾木小学校を単独で高台というのは考えていない。

問 五百蔵危機管理課長

避難所については、既存施設活用による計画を進めており、伊尾木地区は、保育所を避難所としている。今後、避難所運営マニュアル策定や資機材整備など、避難所としての環境整備を図っていく。

3 西浜造成地について

問 交付金の返還が生じるのでは伺う。

答 野川企画調整課長

跡地利用計画が明確になった段階で改めて協議することとなっている。

問 跡地の有効利用はどうなっているのか伺う。

答 小松副市長

跡地の活用については、防災倉庫や若者向け住宅団地など、いろいろと案は出ているが、必要性を重点に検討しており、現段階では、

決定していない。

4 観光地への取組について

問 道の駅大山のレストラン改修はどうなっているか。

答 山崎商工観光水産課長

J Aの役員等、市の担当者で構成されるプロジェクト会で協議してきた内容の設計が完成したので、10月には発注する。

問 伊尾木洞からの観光客の受入れ体制を作るべきと思うが、伺う。

答 山崎商工観光水産課長

現スタッフ体制でどれだけの人数が受け入れ可能か、J A、アドバイザーと協議していく。

問 伊尾木洞の整備事業、仮設のままのトイレなど、市の取組む姿勢にやる気があるのか疑う。如何か。

答 山崎商工観光水産課長

これからも県と補助金交付の可否について引き続き協議していく。

一般質問



川島 憲彦
(日本共産党)

1 小中学校統廃合問題

問 これまで学校・保育所等で学校統廃合における説明会を行ったが、参加対象世帯数と実際の参加数を中学校・小学校・保育所等のそれぞれの合計を聞く。

答 藤田学校教育課長

小中学校は、833の世帯数に対して、参加者数103名、保育及び幼稚園は、381の世帯数に対して、参加者数54名である。

問 今後の説明会を各公民館で予定をしているが東川・奈比賀・江川・下山が入っていない。なぜ除外したのか、また長年住み続け、

地域の学校と深く関わった住民の意見を集約する説明会の周知徹底をどの様に考えているのか伺う。

答 藤田学校教育課長

10月からは、公民館単位で地域に出向き説明会を実施していく予定である。他地域についても、説明会を実施していく考えではあるが、日時は未定である。確定した日時等については、本市ホームページや市広報紙等を活用して、周知していく。

問 小学校を2校にする理由に将来の人口予測、財政難、早期の防災対策、切磋琢磨ある学校づくりなどが上げられている。ほとんどの地域から学校が姿を消し、学校を確保する考えが見えない。小規模学校や小規模学級のメリットがかき消されている。教育で大切な事は、学校が楽しく、授業が理解でき、一人ひとりに行き届いた教育が行われる環境であると考える。また、災害対策の面からも地域に

学校を残す事が重要と考える。これらの考えを問う。

答 藤田学校教育課長

将来を担う子ども達が充実した教育環境の中で、安心・安全な楽しい学校生活を送れることを前提に、移転統合に取り組んでいく必要があると考えている。

問 学校統廃合における交付税は現在の中学校2校、小学校9校の場合は2億1495万5000円で、中学校1校・小学校2校になれば統廃合5年目以降から現在より1億440万5000円減少するとの予測だ。交付税の大半が安芸市内で還流し、安芸市の地域経済に大きく貢献している。交付税の減少は地域経済にも与える影響は大きいが、どんな考えか伺う。

答 野川企画調整課長

普通交付税の減少が少なからず地域経済に影響を与えることは否定できないが、今後、学校施設も老朽化し、大規模改修等が必要となってくる。こうした改修費や

修繕費などは、普通交付税の減額を上回ると考えている。

問 学校建設費が中学校1校で約25億円、小学校が1校で約20億円という報告であった。副市長は「非常に財政負担が物すごい」と述べたが、9校を残す場合では児童数も少なく、1校当たりの建設費は少なく、学校を多く残すことで交付税減少を防ぎ、統廃合によるスクールバスの運行費用や、統廃合による地域や安芸市全体の疲弊を考えた場合、学校建設費は今後の安芸市を支える大切な資本であると考えている。執行部の考えを問う。

答 小松副市長

議員の主張も一理あると思うが、全体的に考えた場合疑問である。一時的には交付税も減少するが、それ以上に支出が増加することが想定されるので、このような結論にたどり着いた。

問 学校統廃合は地域の交

流の場としての「コミュニティ」の核が失われ、若い世代の定住が困難となり、さらに人口減に拍車をかけるといふようなことに、つながると思うが認識を伺う。

答 小松副市長

いろんなことが懸念されると思うが、そのための施策を講じている。子どもが通いたくなる学校、親がかせたくなる学校を目指している。

問 学校や保育所がある事が定住の重要な選択の要素であり、様々な困難な状況でも、学校の存続の努力をするのが教育行政の責任だと思いが認識を伺う。

答 森田教育長

まずは、子ども達が安心して安全な楽しい学校生活を送れるよう、教育環境等の整備を図っていく必要があると考える。また、今後の児童生徒数の推移も勘案しながら、学校経営や学校運営等教育全般を見直し、教育行政の責任を果たしていく考えである。

一般質問



安 藝 久美子
(日本共産党)

1 国保事業について

問 高知新聞に記載された県移管で戸惑う市町村、市民の不安について伺う。

保険料値上げの限界をどのように考えているのか。

答 島中市民課長

国保制度は、医療給付費から国等の公費分を除いた額を国保税として被保険者に負担していただくことで制度が支えられている。このため、医療費が増加すれば税負担も高くなるを得ない。被保険者への負担が厳しい状況であることも認識している。

問 医療費は、西部が低く東部が高い傾向にあるという。安芸市が高いのは何故

か。分析、対策を伺う。

答 島中市民課長

治療費の高い透析患者が多いことが原因とされている。安芸市では糖尿病性腎症予防対策を実施しており糖尿病性腎症による新規透析者数は減少傾向にある。

問 これまで、県に保険料の決め方について、どういう考えを示してきたのか。

答 島中市民課長

県と市町村で運営協議会を立ち上げ、国保事業の納付金の算定方法等について協議をしてきている。

問 一般会計から1億円の赤字補てんの予定であるが残り2億円余りの赤字解消について伺う。

答 島中市民課長

今年度、被保険者の責に帰することができないC型肝炎治療薬の影響額約2億8000万円の内、1億円の繰入を行うが、今後は医療費の動向や国保財政の状況を見ながら検討していく。

問 現在の徴収率はどのくらいか。移管後、もし徴収率が思うようにいかないと思うのか。

答 島中市民課長

平成28年度の国民健康保険税の収納率は、現年で97・17%である。国保運営方針で示される標準的な収納率は、95・3%であるため、標準的な収納率を上まわっていけば、現在の赤字が増えていく事はない。

問 特定健診は、受診率の向上に努めている。健診率、健診結果後のサポートはどうなっているのか。また健康づくり参加者のきっかけを工夫してはどうか。

答 島中市民課長

受診者が自分の健康づくりに役立てることを目的に健診会場にて全員に保健指導を実施するほか、特定健診結果説明会や健康教室を開催し健康づくりを行っている。また、特定保健指導や、糖尿病性腎症予防のための保健指導、医師会の協力による生活習慣病疾患管

理かかりつけ医制度を設け重症化予防に取り組んでいく。

2 防災での災害弱者支援について

問 防災訓練の参加者数。

防災訓練で、要支援者への援助や確認ができていますか。

答 五百蔵危機管理課長

防災訓練参加人数は約3600人。

避難行動要支援者の支援体制が整っているのは井ノ口一ノ宮地区で、そこで要支援者の避難訓練が行われた。

問 法律が変わって、障害者(要援護者)への対応が福祉事務所から危機管理課に移ったが連携、取り組みを伺う。

答 五百蔵危機管理課長

災害時に1人で避難することが困難な方の支援体制づくりを進めており、福祉関係機関など各関係機関と連携して取り組んでいる。

問 障害者手帳を交付された方に、アンケート調査があった。何のためか。要支援者の調査、更新の対応は適切に行われているか。

答 山崎福祉事務所長

8月に行ったアンケート調査は、来年度からの第4期障害者計画及び第5期障害福祉計画策定に役立てる。避難行動要支援者名簿は、年に1回、3月に更新している。

問 南海トラフ地震が起きた場合、重度障害の要支援者も一旦は同じ場所に避難する。被災後の対応を伺う。

答 五百蔵危機管理課長

要支援者は、福祉避難所に避難していただくこととしている。

その他には、清水ヶ丘中学校に避難所を開設した場合、要支援者が避難所生活するスペースを設けることとしている。今後、その他の避難所についても、同様のスペース設置が可能か検討する。

一般質問



藤田 伸也
(新政の風)

1 トレーニング機器
設置予定場所、及
び進行状況につ
いて伺う



問 設置予定場所を問う。

答 大坪生涯学習課長

管理者を置く安芸市体育館で、事務室とアリーナの間にある器具室に設置予定。

問 トレーニング予定器具

と、その導入種類等を問う。

答 大坪生涯学習課長

心肺持久力トレーニング機器や筋力トレーニング機器など合わせて18台程度の導入を検討している。

問 トレーニング施設が完成

するまでの工程を問う。

答 大坪生涯学習課長

11月には導入機種を確定し、使用料等の試算を行い来年1月にはスポーツ振興くじ助成金の申請を行う。交付決定の発表は4月になる。

問 トレーニング施設オー

ブン予定の日程を問う。

答 大坪生涯学習課長

この交付金の交付決定を受けてから後になるので、現時点ではオープン時期は明確にはお答えできない。

安芸市民が楽しみにしている施設である為、単に機器・器具を設置するだけではなく、市民が利用しやすい空間作りを計画に入れた取り組みをお願いする。

2 安芸市の人口増加
対策を伺う

問 安芸市に若者向け住宅が欲しい、取り組めないか問う。近年、各議員より少子化対策・移住定住に対する政策への質問・提言が毎回のように出ている。過去の議事録も確認した中で、企画調整課長はじめ、各課長より少子化問題・人口増加・移住対策として、空き家バンク、ベッタウ

ン化対策、移住誘致PR活動、新規就農対策、子育て環境対策、独身出会い対策、など何度も答弁されているが、若者向け住宅政策案、だけは議員・執行部共に「いい政策だ。」と言っているのに、未だに現状として何も出来ていないことが不思議に思う。こ

れまで各議員より言葉や伝え方は違うが、若者向け市営住宅案を提言しているが、なぜ着手しないのか問う。

答 小松副市長

本市には、ワンルームマンションなど、単身の若者向けの住宅が不足しているという実態もあり、事業化に向けて進めてきたが、立地場所の問題や植野団地を優先して実施することになった。今後も場所の選定に向けて取り組むが、あわせて民間の賃貸住宅等の転用についても検討していきたい。

3 庁舎移転について
伺う

問 庁舎移転の候補地発表はいつなのか問う。

答 横山市長

12月までに候補地案を議会、市民の皆様にお知らせする。ご意見を伺い、年度末までに候補地を決定する。

問 庁舎移転の移転場所発表はいつなのか問う。

答 横山市長
年度内に決定を賜りたい。

問 庁舎移転に伴う町の形態が変わる事による市民の不安に対して、市政の考えを問う。

答 小松副市長

専門委員会でも、庁舎の代替はきかないが、跡地利用で商店街対策はできるとされた。住民、商店街といっしょに検討していきたい。

問 市長に問う。庁舎移転後の跡地活用(安芸市の経済効果) 対策案があるのか問う。

答 横山市長

跡地利用についても、皆さんのご意見を伺っていく。

一般質問



小松進也
(こころざし自由の会)

1 ひとり親
家庭への支援

問 安芸市母子福祉年金の支援内容や取得制限を問う。

答 山崎福祉事務所長

市単独の制度で、15歳未満の児童を監護し、安芸市に1年以上住んでいる母親にのみ児童1人当たり月額10000円を支給するもので、所得制限はない。

問 ひとり親家庭支援事業名や定義が母子〇〇から父子も含んだひとり親や母子父子と変わり、児童扶養手当法や母子及び父子並びに寡婦福祉法のように、母子・父子家庭のへだたりを無くしている。所得制限がなく市単独の母子福祉年金条例

が今まで、父子も一緒にしなかつた理由を問う。

答 山崎福祉事務所長

条例の目的は生活意欲の助長を図ることだが、年金の支給額は少額であり、福祉の増進としては効果が低い。最近では自立就業支援策が推進されており、母子家庭にのみ年金を支給する制度から、父子家庭も含めたひとり親家庭の自立を推進する事業への移行を検討する時期にきていることから、現在まで父子家庭を対象としていない。

問 安芸市ひとり親家庭福祉年金条例とし、母子と父子のへだたり無く、又、祖父母のひとり親家庭も含めた支援制度となるよう望む。

答 横山市長
母子福祉年金へ父子等を追加するのではなく別の制度での支援、配慮を検討していく。

2 小中学校の不登校

問 児童生徒への支援を問う。

答 森田教育長

個々の児童生徒に寄り添った活動に努めると共に気軽に相談できる体制を整えている。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等にも関わっていただけるよう体制整備をしている。

問 家庭への支援を問う。

答 森田教育長

家庭訪問等を実施し、保護者との面談を行い、家庭環境や日頃の子どもの生活状況を把握、校内で支援の方法等を情報共有している。

問 学校への支援を問う。

答 森田教育長

個々の児童生徒からの相談や支援方法等の充実を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置するなど、体制整備に努めている。

問 不登校理解と事前支援を問う。

答 森田教育長

各学校とも、校内研修や外部講師等を招聘して、研修の機会を設けている。また、児童生徒に対して、定期的に楽しい学校生活を送れるためのアンケート調査を実施し、事前把握と予防に努めている。

3 市長開会挨拶

問 新庁舎建設での緊防債取得ができない場合、市民1人当たりの負担額を問う。

答 野川企画調整課長

建設地や建設方法が決まっていないが、庁舎建設費を20億円と仮定した場合、緊急防災減災事業債は、18億円充当でき、その70パーセント、12億6000万円が交付税で措置されると試算している。充当できない場合は、市民1人当たり約7万2000円の負担増となる。

問 候補地決定後の跡地利用検討会は、市民の声を多く反映する為に市民参加型で土日や平日の夜間開催を

望む。

答 小松副市長

市民の代表や各分野の方々に検討委員会を組織したいと考えている。開催にあたっては、会場や時間設定などを考慮する。

問 地域スポーツ及び文化振興の為に校内部活動や市民クラブチーム(少年・一般・シニア等)の全国大会以上の出場に対し、助成制度の新設拡充を望む。

答 大坪生涯学習課長

現在、スポーツでは国民体育大会に出場する選手や監督、県内の市町村対抗駅伝競走代表チームに助成する制度があるが、文化の分野は、制度自体がない状況である。小中学校の部活には一定の活動費が措置されているが、市を代表する方の活躍を激励するという意味でも支援制度の充実が必要と考える。

問 横山市長
各既存の支援制度、他市町の例も参考にしながら、前向きに取り組む。

一般質問



長 野 弘 昌
(こころざし自由の会)

1 市長の開会挨拶

(1) 「連携中枢都市圏構想」

- ・ 広域的交通網について
- ・ 駅メロによる郷土愛育成
- ・ 路線バスのアクセス確保
- ・ 高規格道路の早期整備
- ・ 大学や研究機関との連携
- ・ 移住、定住対策について
- ・ 具体的事業内容について
- ・ 連携中枢都市圏形成意義、概要、流れ、協議経過

問 安芸市の平成27年国勢調査の結果と、人口の将来展望との比較について伺う。

答 野川企画調整課長

安芸市の平成27年国勢調査人口は1万7577人で、人口ビジョンの将来展望人口1万8478人を901人下回っている。

問 安芸市の転入・転出状況、居住地移動状況を伺う。

答 野川企画調整課長

平成22年と27年の国勢調査を比較した場合、435人の転出超過となっている。転出超過は、県外や高知市、南国市、香南市などで、転入超過は、室戸市や安田町など、主に県東部の市町村から転入している。

問 高知市経由の2段階移住について。安芸市移住ポータルサイトをリンクするのか。情報発信のあり方は。

答 野川企画調整課長

情報発信としてはハンドブックの作成、専用ポータルサイトの開設、PR動画作成、大都市圏でのPRを柱とした展開を計画している。高知市のポータルサイトには、安芸市をはじめ連携する全ての市町村がリンクする予定で、平成30年秋のスタートを目指している。

(2) 「商工・観光振興」

- ・ 外国人観光客向け動画
- ・ クレジットカードの導入

問 市観光パンフ冊子化は。

答 山崎商工観光水産課長

今年度中に県の補助を受け観光マガジンを作成する。

問 今議会ふるさと納税の新たなポータルサイトへの取り組みが11月から開始と。多店舗展開に至った経緯、総務省の返礼品率の対応は。

答 山崎商工観光水産課長

順調に寄付を増やしている市町村は、複数のポータルサイトを利用しており、露出を増やすことで寄付の増加につなげていきたい。返礼品率の見直しは11月を目途に3割(送料別)に見直す準備をしている。

(3) 「防災・減災対策」

- ・ 女性視点を取り入れた、避難所運営、災害対策

問 南海トラフ地震に備えた防災危機管理対応として、退職自衛官の自治体採用を。

答 植野総務課長

危機管理課と協議のうえ、一般職としての任用に限らず、非常勤の職員としての任用やアドバイザー的な形で委嘱することの可能性も含めて、他の自治体の任用形態、業務内容等について調べていきたい。

2 学校教育について

・ こども議会の中高校生開催

問 ICTの活用について。

答 森田教育長

電子黒板は現在37台導入で充足率は約6割であり、残り4割は来年度及び再来年度に整備していく考えである。タブレット端末は導入されていない状況である。

問 小学校英語の教科化について。授業づくり、教員の指導力向上、授業時間数の確保、小中学校の接続、連携について、市の対応は。

答 森田教育長

英語の教科化に向けて、来年度に外国語教育コアエリア実践研究事業に取り組み、英語教育の推進体制を整備するとともに、小中学校の連携・指導体制の確立に努め、指導方法及び学習評価の工夫改善等、実践研究を図っていく。

平成 28 年度 政務活動費収支報告一覧表

本市では、「安芸市議会政務活動費の交付に関する条例」を定め、月額 5,000 円(年額 60,000 円)を申請を行った議員に対して交付しています。次の表は、平成 28 年度分(平成 28 年 4 月分～平成 29 年 3 月分)の収支報告の一覧表です。

		交付決定額	支 出 内 訳							返 納 額	
			調査研究費	研 修 費	広 報 費	広 聴 費	要 請 ・ 陳情活動費	会 議 費	資料購入費		合 計
1	長野 弘昌	申請なし									
2	小松 進也	60,000	57,100	2,900					60,000	0	
3	藤田 伸也	60,000							0	60,000	
4	小松 進	60,000							0	60,000	
5	徳久 研二	申請なし									
6	山下 裕	60,000	57,100	2,900					60,000	0	
7	宇田 卓志	60,000	39,660	11,640				8,700	60,000	0	
8	吉川 孝勇	60,000							0	60,000	
9	米田佐代子	60,000						14,385	14,385	45,615	
10	川島 憲彦	60,000							0	60,000	
11	山下 正浩	60,000	8,660						8,660	51,340	
12	安藝久美子	60,000							0	60,000	
13	小松 文人	申請なし									
14	尾原 進一	申請なし									

【政務活動費の運用の基本指針】

1. 調査研究その他の活動の目的が、市政と関連性を有していること。
2. 政務活動費の各支出が、調査研究その他の活動の目的から見て、合理性、必要性を有していること。
3. 実費弁償の原則
4. 支出の決定及び関係証拠書類等の保管

※政務活動費に関する書類を下記により、閲覧することができます。

閲覧日時 8時30分～17時15分(土曜日、日曜日、祝日を除く)

閲覧場所 安芸市議会事務局

閲覧可能な書類 収支報告書、添付書類、研修報告書、視察報告書、安芸市議会政務活動費の運用指針

◆政務活動(視察・研修)報告

	報告者	視察先又は研修名	視察・研修事項
視 察	小松 進也	ゆいまーる多摩平の森：東京都 (平成 28 年 7 月 12 日)	過疎地域再生のための移住定住策としての日本版 C C R C 構想先進施設の取り組み、地域社会と多世代交流及び障害 者と協働の町づくりについて
	山下 裕	S hare 金沢：石川県 (平成 28 年 7 月 13 日)	
研 修	宇田 卓志	第 23 回全国市民オンブズマン香川大会 (平成 28 年 9 月 24～25 日)	政務活動費の支給(不正受給)について

議員の本会議・委員会への出席状況（平成29年1月～6月）

		長野弘昌	小松進也	藤田伸也	小松進	徳久研二	山下裕	宇田卓志	吉川孝勇	米田佐代子	川島憲彦	山下正浩	安藝久美子	小松文人	尾原進一
平成29年 第1回定例会	3月6日 開会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○
	3月9日 質疑	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3月15日 一般質問	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3月16日 一般質問	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3月21日 採決・閉会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平成29年 第2回定例会	6月9日 開会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6月13日 質疑	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6月20日 一般質問	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6月21日 一般質問	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○
	6月23日 採決・閉会	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○

		徳久研二	小松進也	宇田卓志	吉川孝勇	川島憲彦	小松文人	尾原進一
総務文教 委員会	2月14日	○	○	○	○	○	○	○
	2月21日	○	○	○	○	○	○	○
	3月10日	○	○	×	○	○	○	○
	4月6日	○	○	○	○	○	○	×
	5月15日～17日 行政視察	○	○	×	○	○	○	○
	6月14日	○	○	○	○	○	○	○

		米田佐代子	山下裕	長野弘昌	藤田伸也	小松進	山下正浩	安藝久美子
産業厚生 委員会	2月21日	○	○	○	○	○	○	○
	3月13日	○	○	○	○	○	○	○
	5月11日	○	○	○	○	○	○	×
	5月17日～19日 行政視察	○	○	○	○	○	○	×
	5月24日	○	○	○	○	○	○	○

		小松文人	藤田伸也	長野弘昌	徳久研二	米田佐代子	川島憲彦	山下正浩
議会運営 委員会	1月23日～24日 行政視察	○	○	○	○	○	○	○
	2月7日	○	○	○	○	○	○	×
	3月3日	○	○	○	○	○	○	○
	3月16日	○	○	○	○	○	○	○
	5月9日	○	○	○	○	○	○	○
	5月29日	○	○	○	○	○	○	○
	6月6日	○	○	○	○	○	○	×
	6月22日	○	○	○	○	○	○	○

		川島憲彦	長野弘昌	山下裕	米田佐代子	山下正浩	尾原進一
議会広報 特別委員会	2月1日	○	○	○	○	○	○
	2月10日	○	○	○	○	○	○
	3月21日	○	○	○	○	○	○
	4月25日	○	○	○	○	○	○
	5月8日	○	○	○	○	○	○
	6月23日	○	○	○	○	×	○

		小松文人	長野弘昌	藤田伸也	徳久研二	米田佐代子	山下正浩
阿佐線・国 道整備促進 特別委員会	3月6日	○	○	○	○	○	×
	6月9日	○	○	○	○	○	○

		宇田卓志	小松進也	山下裕	米田佐代子	川島憲彦	尾原進一
南海地震 対策調査 特別委員会	1月26日	○	○	○	○	○	○
	2月22日 行政視察	○	○	○	○	○	○
	6月29日	○	○	○	○	○	○

※「○」：出席、「×」：欠席

平成 29 年第 3 回定例会 議案等の議決結果及び各議員の賛否の状況

議案番号	件名	議決結果	長野	小松	藤田	小松	徳久	山下	宇田	吉川	米田	川島	山下	安藝久美子	小松	尾原
			弘昌	進也	伸也	進	研二	裕	卓志	孝勇	佐代子	憲彦	正浩	美子	文人	進一
61	専決処分した事件の承認を求める件〔平成 29 年度安芸市一般会計補正予算（第 2 号）〕	承認	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
62	教育委員会委員選任について同意を求める件	同意														
63	安芸市浄化センター長寿命化工事委託に関する協定締結の件	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
64	安芸市市税条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
65	市道の路線認定の件	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
66	平成 28 年度安芸市水道事業会計利益剰余金の処分について	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
67	平成 29 年度安芸市一般会計補正予算（第 3 号）	可決	○	○	○	○	○	×	×	-	○	×	×	×	○	○
68	平成 29 年度安芸市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
69	平成 29 年度安芸市鉄道経営助成基金事業特別会計補正予算（第 1 号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
70	平成 29 年度安芸市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
71	平成 29 年度安芸市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
72	平成 29 年度安芸市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
73	平成 29 年度安芸市水道事業会計補正予算（第 1 号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
74	平成 28 年度安芸市一般会計歳入歳出決算認定の件		(継続審査)													
75	平成 28 年度安芸市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件		(継続審査)													
76	平成 28 年度安芸市元気バス事業特別会計歳入歳出決算認定の件		(継続審査)													
77	平成 28 年度安芸市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定の件		(継続審査)													
78	平成 28 年度安芸市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件		(継続審査)													
79	平成 28 年度安芸市鉄道経営助成基金事業特別会計歳入歳出決算認定の件		(継続審査)													
80	平成 28 年度安芸市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件		(継続審査)													
81	平成 28 年度安芸市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定の件		(継続審査)													
82	平成 28 年度安芸市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件		(継続審査)													
83	平成 28 年度安芸市住宅団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定の件		(継続審査)													
84	平成 28 年度安芸市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件		(継続審査)													
85	平成 28 年度安芸市水道事業会計歳入歳出決算認定の件		(継続審査)													
86	平成 29 年度安芸市一般会計補正予算（第 4 号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
87	「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」第 2 条に規定する国の負担又は補助の割合の特例の継続等に関する意見書	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
88	「全国森林環境税」の創設に関する意見書	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
89	ビキニ被災事件について、日本政府は保管していた資料に基づき、全国の元乗組員の実態調査を行い、必要な救済措置を講ずることを求める意見書	可決	○	○	×	○	○	×	×	-	×	○	×	○	○	○
90	「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定に関する意見書	可決	○	○	×	○	○	×	×	-	×	○	×	○	○	×

※「○」：賛成、「×」：反対、「欠」：欠席、「退」：退席、「-」：議長につき表決に加わらず。

※人事案件については賛否の公表はいたしません。

第3回定例会報告

報告番号	件名	結果
7	健全化判断比率の報告について	受理
8	資金不足比率の報告について	受理

12月定例会
会期日程(予定)

7日 開会
11日 質疑
12日 総務文教委員会
13日 産業厚生委員会
18日 一般質問
19日 一般質問
20日 一般質問
21日 採決
閉会

議会の傍聴はどなたでもできます。
「市議会からのお知らせ」(会期日程及び一般質問の通告内容)を各公民館に配付していますのでご覧ください。
次の定例会は12月です。

(問い合わせ)
議会事務局
TEL 三五・一〇一九
FAX 三五・一〇二七

議会日誌

- | | | |
|---|------------------------------|---|
| <p>10月 2日 議会広報特別委員会</p> | <p>9月 12日 議会運営委員会</p> | <p>8月 28日 南海地震対策調査特別委員会 (須崎市)</p> <p>24日 高知県市議会議長会臨時総会</p> <p>23日 議会運営委員会</p> <p>9日 議会広報特別委員会</p> |
| <p>27日 ~ 26日 流事業 たつの市議会との姉妹都市交流会臨時会</p> | <p>20日 安芸広域市町村圏事務組合議会臨時会</p> | <p>20日 20日 18日 ~ 17日 16日 4日</p> <p>ごめん・なはり線活性化協議会総会</p> <p>(神奈川県横須賀市)</p> <p>高知県市議会議長会視察研修</p> <p>促進四国東南部連盟総会</p> <p>四国8の字ネットワーク整備</p> <p>(奈半利町)</p> <p>人ホーム組合議会定例会</p> <p>安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合議会定例会</p> |

【編集後記】

安芸市民の長年の願望であった、小・中学校給食・新火葬場建設等、完成、実施となったところである。又、南海トラフ地震対策として、染井・安芸保育所の高台移転、課題解決に至ったところであるが、市長・市役所職員も休む暇もなく次の課題、震災対策として小・中学校統合移転や、新庁舎建設場所の表明、決定等待った無しの事業が山積している。この2つの課題は、市民や子供たちの利便性はもちろんであるが、市役所職員・次世代を担う子供たちの命がかかっている問題でもあり、早急な決定、実施を望むところである。

議会広報特別委員 尾原 進一

議会、議会だよりについてのお問い合わせは議会事務局へ
TEL 35 - 1019 (直通) FAX 35 - 1027